

H23. 12. 26

## 「うつ病など精神障害の認定基準がわかりやすくなります」 ～心理的負荷による精神障害の労災認定基準を策定～

厚生労働省では、心理的負荷による精神障害の労災認定基準を新たに定め、平成 23 年 12 月 26 日付けで厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて通知がされました。

これは、平成 23 年 11 月に取りまとめられました「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」の内容を踏まえて策定されたものです。現在、心理的負荷による精神障害の労災認定については、平成 11 年 9 月の労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針（基発第 544 号）」に基づいて、業務上であるかそうでないかの判断を行っています。

しかし、近年、精神障害の労災請求件数が大幅に増加しており、認定の審査には平均約 8.6 か月を要しています。

このため、審査の迅速化や効率化を図るための労災認定のあり方について、医学・法学の専門家に依頼し、10 回にわたる検討会の開催を経てこの報告書が取りまとめられました。

### ● 認定基準のポイント

- ① 分かりやすい心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）を定めた
- ② いじめやセクシャルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、その開始からすべての行為を対象として心理的負荷を評価することにした
- ③ これまで全ての事案について必要としていた精神科医の合議による判定を、判断が難しい事案のみに限定した

↓ 心理的負荷による精神障害の認定基準の概要 PDF

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zj-att/2r9852000001z43b.pdf>

↓ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zj.html>